平成 2 3 年度 第 1 回 富士見市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成23年8月11日(木)午前 9時30分(委嘱状交付式)市長応接室 午前10時00分(入札監視委員会)第二委員会室
出席委員の 氏名及び職業	山下 勇一氏 埼玉大学 経済学部教授 尾崎 晴男氏 東洋大学 総合情報学部教授 平岡 直也氏 あおい総合法律事務所 弁護士
会議次第	要嘱状交付式 1 委嘱状交付 2 市長あいさつ 3 委員長の選出について 4 委員長職務代理者の選出について 第1回入札監視委員会 1 開会(管財課長) 2 議事(進行=山下委員長) (1)報告事項 建設工事等に関する入札及び契約状況について 指名停止情報について (2)審議案件 建設工事案件に係る審議(一般競争入札)4件 建設工事案件に係る審議(指名競争入札)1件 建設工事案件に係る審議(随意契約)1件 建設関連業務案件に係る審議(防意契約)1件 (3)委員による協議 (4)審議結果講評 3 閉会(管財課長)

指摘事項に対する改善

本年度より低入札調宜基準価格・矢格基準価格制度を総合評価方式以外の一般競争入札にも適用した。低入 札調査基準価格を下回ると品質に問題が出る可能性があるので調査対象とし、失格基準価格を下回ると品質 の確保が困難であるので失格となる。また、低入札調 査基準価格・失格基準価格の算定方法をホームページ に公開した。 主な意見・質問等 決定事項・回答等

委嘱状交付式より

- 1 委員長の選出について
- 2 委員長職務代理者の選出について

第1回入札監視委員会

(1)報告事項(管財課事務局から説明)

建設工事等に関する入札及び契約状況について

事務局:資料1~7のとおり。

指名停止情報について 事務局: 資料8のとおり。

(2)審議案件(各担当課・管財課から説明)

平成22年度下期執行入札より10件抽出。

案件抽出委員:一般競争入札以外に指名競争や随意 契約で契約したものや、工事の内容・発注課等も考慮し10件選定した。

委員:前回の委員会で意見具申した内容について 市がどのような対策がとれるか内部で協議すること になっていた。前回、予定価格の決定プロセスなど が不明瞭であると指摘したが、市はどのような対応 をしたのか報告を聞き、その後に審議に移る。

委員:新しい最低制限価格や低入札調査基準価格は 4月1日から全ての入札に導入しているということ か。また、低入札調査基準価格と失格基準価格その 差はどの程度のものか。

委員:一般競争入札の工事については解った。それでは、それ以外の指名競争入札や業務委託には導入しないのか。

委員: 富士見市では総合評価方式を導入しているということで、地方自治法施行令に記載があるように富士見市にとって有利になるような落札者決定基準を予め作っているはずである。それはあるのか。

|<u>委員</u>:ホームページにその基準は公開しているか。 現状どのような基準であるのか見えない。市にとっ 委員の互選により、山下委員を委員長に決定した。 委員長の指名により、尾崎委員を委員長職務代理者 に決定した。

委員各位: 異議・質問なし

委員各位: 異議・質問なし

事務局:最低制限価格の見直しや予定価格の決定プロセスについて、最低制限価格のほかに4月から中央公契連モデルの低入札調査基準価格・失格基準価格を設け、算定基準や方法をホームページに公開した。

事務局:一般競争入札(工事)で低入札調査基準価格・失格基準価格と最低制限価格を運用している。市内本支店を優先するものは、最低制限価格。市外に枠を広げるものは、低入札調査基準価格・失格基準価格を設定している。価格の算定式は全て同じであるが、最低制限価格・低入札調査基準価格と失格基準価格とは掛け率が違っている。差は大体20%程度になる。

事務局: 工事の指名競争入札は、一般競争と同じ基準でやっている。業務委託については、今のところ予定価格のみの設定で、そもそも最低制限価格を設けていない。今後は他市の状況を見ながら検討をしていく。

事務局:市独自でなく埼玉県の基準やガイドラインを準用している。業者にもその都度公表している。

事務局: 入札を実施するときに告示の中で業者に基準を公表している。今後は、広く公開出来るか検討

て一番有利である落札者を決める基準になるので埼玉県を準用しているなら、していることを公開するべきだ。何も見えないと恣意的と判断されかねない。 委員:富士見市のホームページに入札適正推進委員会の要綱が公表されている。委員会で定められた方法で指名業者の選定をしているのだろうから、どのように判断し、選定したのか解れば、案件審議の参考になるだけでなく、監視委員会との整合性を保つことも容易となる。そのためにも情報の開示を求めたい。

建設工事案件に係る審議(一般競争入札)4件

- 1 砂川堀第4-2汚水管渠築造工事(第1工区)
- 2 市立水谷公民館屋上防水・外壁改修工事
- 3 市立小学校令水機設置修繕その1
- 4 みずほ東公園遊具更新工事

委員: 1について。10社参加申請しているが、市内・市外の内訳と辞退が2社出た理由は。

委員:何社想定しているか。

委員: 2 について。5 社参加申請しているが、市内・市外の内訳は。入札参加資格でふじみ野市・三芳町はBランクのみとした理由は。

委員:一般競争入札では本支店等の場所と業種や格付けで大体何社か想定していると。市内ABC12社では不足と考え、ふじみ野・三芳町に拡大を考えた。Bランクだけで7社、Aランクを加えると多過ぎるのでここで制限したということか。

委員:3について。管工事で参加した7社全で市内業者。Aを外してB・C・Dランクとした理由と何社で想定していたか。

委員: 4 について。複合遊具は仕様書を見て参加7 社とも同じものをイメージできるものなのか。

委員: ある社の製品を想定し、その形から選定したということか。 また、何社想定しているか。

委員: 事務局に要望がある。ホームページ上にある 発注基準表に、どの業種と格付けに市内業者が何社 いるのか資料がほしい。 をおこなっていきたい。

事務局: 適正委員会にて、それぞれの案件に報告事項があり、その内容については開示する。

事務局・担当課: 資料「様式第6号その1」に基づき各案件の説明をおこなった。

事務局: 市内本支店が5社。残り5社はふじみ野・三芳町。事前に申し込みをしたものの、積算が間に合わないなどで応札されなかったのだと考えている。

事務局:市内28社。ふじみ野市・三芳町9社の3 7社を想定している。

事務局:参加5社は全て市内本支店業者。市内のA・B・Cランク業者は12社。ふじみ野市・三芳町のBランク業者が7社で合計19社になる。業者数が足りているためAランクを除外した。

事務局:はい、そのとおり。

事務局: 富士見市工事請負指名競争入札の格付基準・発注基準よりB・C・Dランクとし、16社を想定した。

<u>担当課</u>:詳細とともに図面を添付しているので間違いは無いと考える。

担当課:ある程度製品を想定している。

事務局:25社。

事務局:資料を作成して提供する。

委員:上期にあったような分割発注工事は、この57件にあるか。また、今年や来年もあるのか。

委員:本来、材料や工法が一緒なら1つの会社に一 括発注するほうが安くなる。場所の違いはどう考え るか。

<u>委員</u>: 分割について方針や基準が明確であれば解り 易いのだが。

<u>委員</u>: いつ入札を行い、いつから工事をするのか、 といった予定は、どの程度前に決めるものなのか。

委員:地域振興ということで、市内の限られた業者数であるので同じ時期に同じような工事が重なり参加業者が足りなくなるようなことが無いように工夫が必要ではないか。

建設工事案件に係る審議(指名競争入札) 1件 給水管布設替(R5115)工事

<u>委員</u>: 予定価格を下回った会社が1社しかない。予 定価格の設定に問題があったのではないか。不調に 終わる可能性もあるので何か考えるべきでは、

委員: 指名選定の理由に業務実績とあるがこの4者以外では無いのか。他に選定した基準は、

委員:一般競争入札にしない理由は何か。

| 委員:対応の問題ならもっと指名すべきでは。

委員:基準の見直し等、検討が必要ではないか。

建設工事案件に係る審議(随意契約) 1件 市立上沢3丁目集会所大規模修繕

<u>委員</u>: 入札の参加申し込みは1社しかなかったので中止にし、時間が無いので随意契約とした。その時に2者以上から見積りを徴取したのか。

委員:入札に参加していない業者も金額で上回れば 契約できるのか?

委員:B・C・Dランクで入札をして、参加者が集まらなかったのでAに広げたということか。

事務局:継続的に年次を分けて行うものや、地域・ 工事の施工箇所などから分割発注がある。3のよう に学校をまとめて発注という方法もある。金額や工 事の規模でも分けることがある。

事務局:金額が大きいと経費的な利点があるが、広く業者に受注機会を与えることを考慮し金額ありきでは考えない。また場所が違えば分割発注とする。

事務局:現在、各発注課に判断を任せる形となっていて市としての基準は無い。

事務局:発注課で工事の条件に沿って工期を設定し、 設計をし、期間を逆算し、起工し入札という流れで やっている。

事務局: そのとおり。学校関係は夏休みに工事が重なるという例外があるものの、年度当初に発注予定工事や時期を告知し、出来るだけ平準化するように担当課と協議している。

事務局: 予定価格は、市長が決定するため我々も判断ができない。

事務局:市内業者(17社)は、どの業者も実績があり、地域や指名の偏りが無いように考慮している。 事務局:市内の管工事業者(水道工事店)が電子入札に対応出来ていないためで、今後は対応するよう働きかけている。

事務局: 金額によって指名業者数を決める基準があり、それに基づいて業者数を決めている。

事務局: 一般競争入札に切り替えられるよう検討する。

事務局: 2 社から取っている。 1 社は入札に参加された業者で、もう 1 社は市内に営業所を置く A ランクの業者。同等の条件・仕様で見積っていただいている。

事務局:同等の条件であるので、契約できる。

事務局: 市内本店業者 市内支店業者 市外業者と 範囲を広げていく。その中で今回のAクラス業者と なった。 委員:この2社の選定過程は明確になっているのか。

建設関連業務案件に係る審議(指名競争入札) 3件

- 1 樹木維持管理業務委託(その1)
- 2 駅前広場暫定実施設計業務委託
- 3 水子地区整備計画検討業務委託

<u>委員</u>: 1について。この業務はその1~3に分かれていて、業者の選定基準がそれぞれで違うように見える。 その1と3が市内本支店その2が市内本店のみ。

委員: 2 について。契約が3月からとなっているが、 工期は何時までだったのか。

委員: 入札時には、それを承知しているのか。承知であれば工期をどのように説明したのか。

<u>委員</u>:指名選定委員会で委員に内容を説明するとき の資料に工期は延長すると書いてあるのですか。

<u>委員</u>: それでよいのか。設計業務が遅くなりがちなのは分かるが3月というのはすっきりしない。

委員: 3についても入札が3月17日と差し迫っている。 どうなっているのか。 そして、落札者だけ金額の桁が違い、業務が遂行できるとは思えないが。

<u>委員</u>:今後、関連業務が開始される可能性を示しているのか。

| 委員:指名競争人札の発注基準はあると思うので、 | 一般競争入札で出来ない理由を聞きたい。

建設関連業務案件に係る審議(随意契約) 1件 市立西中学校トイレ改修工事設計業務委託

委員: 落札者は、1回目の入札で予定価格超過になり、再度の入札をおこなったが、それも予定価格を超過した。随意契約に切り替え見積りを徴取した結果、予定価格以下になったため契約した。業務は無事遂行できたのか。

| 季員: 今のところこのような工事・設計は少ないが、 | 予定価格を下回る業者がとても少ない。今後も監視 | 委員会にて見ていく必要がある。

<u>委員</u>: 1回目と2回目の入札金額は公表しているのか。

事務局:はい。進め方について起案し、決裁を受け 見積りを徴取している。

事務局:原則的には、市内本店 市内支店 市外業者と広げて選定するようにしている。

担当課:繰越明許をいただき6月30日まで。

<u>担当課</u>:はい。指名選定委員会に工期を延ばしたい と伝えている。

担当課: 当初は書いていない。

事務局: 適正な工期を設定し、入札を行うように努める。

担当課: 当初より8月末で計画して入札している。 業務内容が今後の水子地域の整備方針の作成となり、落札者は、今後の事業実施に伴う委託業務の受注を想定して入札したものと思われる。担当課では落札者を呼びヒアリングを実施し、業務の遂行に支障が無いことを確認している。

事務局:関連性を示すことは無い。

担当課: 今後関連業務がある場合もこの1社と随意 契約することはなく、入札等適正な方法で発注する。

事務局:業務委託は、今のところ一般競争入札でおこなっていない。

事務局:遂行された。

事務局:公表はしていない。

委員: 入札者は自分が何番目だったか解るようにな

っているのか?

委員:最低価格でない業者は、見積もりに声が掛か

らないし、結果も解らないと。

(3)委員による協議

(4)審議結果講評

審議案件について

(意見具申については、委員会意見の項目に記載)

(5)その他(管財課事務局から説明)

次回の会議日程について

事務局:11月下旬以降を考えています、後日改めて

調整させていただく。

事務局:解らない。ただし予定価格を超えているかは解る。

事務局:最低価格で応札した業者から見積りを徴取するようにしているが、対象業者以外は連絡していない。2社が2回目の応札し、2社とも予定価格超過となり不調になったという過程を公開する必要はある。随意契約となった結果まで解るよう改めることにする。

委員及び事務局のみで協議 職員は退席

委員各位:承認

委員会意見

格付け基準・発注基準など、不明瞭な部分が無くなるように透明性を高めること。 入札制度や指名業者の選定について議論する入札適正推進委員会について、入札監 視委員会の審議にも関連するので内容について情報がほしい。

発注の遅れにより年度末に入札とならないように、案件の平準化をしていくこと。 委員会の指摘事項を次回までにどのように改善したのか、解り易く議事概要等で示すこと。